

(仮称)大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の制定について**1. 背景**

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に、芸術文化ホールや図書館など、異なる機能を持つ複数の施設が融合する文化創造拠点の整備を進めています。

これまで、「大和駅東側第 4 地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」において、同施設の主な機能や施設内容、管理運営の基本的な考え方を明らかにしてきました。

また、管理運営基本計画では、一体的な運営及び民間活力の積極的な活用を掲げ、指定管理者制度を導入することとしており、地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者の指定手続きや審議会の設置等に関する条例を制定する必要があります。

2. 条例制定の考え方

「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」で示した一体的な管理運営・サービス提供を実現するためには、所管する執行機関（市と教育委員会）が異なる施設の複合施設であっても、指定管理者の選定や運営の評価を一体的に行える仕組みが必要となります。

このため、複合施設としての管理運営の考え方や、各施設共通の指定管理に関する手続き、指定管理者の選定・評価を行う附属機関の設置等を定める条例を新たに制定します。

なお、本条例による運用は、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」と、条例の規定方法や選定委員会の位置づけが異なりますが、指定管理に関する考え方や手続きは同方針に準じています。

3. 条例の主な内容**(1) 目的**

指定管理者の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点を構成する施設の積極的な連携と機能の融合を図ることを目的とします。

(2) 施設構成

本条例の対象とする施設は、指定管理者制度を導入する次の 4 施設となります。

- ・やまと芸術文化ホール（駐車場、駐輪場を含みます）
- ・大和市立図書館
- ・大和市生涯学習センター
- ・大和市屋内こども広場

(3) 指定管理の指定の手続き等

文化創造拠点では、指定管理者に各施設の管理運営を一括して行わせるため、指定管理者に関する手続を一体的に行うものとします。

(4) 指定管理者の公募

文化創造拠点の指定管理者は、法人その他団体を公募によって選定することを基本とします。

(5) 指定管理者の選定基準

- ・次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。
 - ①平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - ②文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ③適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ④管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(6) 指定期間

指定の日から起算して5年を超えない期間とします。ただし、再指定を妨げません。

文化創造拠点は既存施設の移転を含む新設の複合施設であり、文化創造拠点としての運用実績がなく比較材料がないため、一定期間の管理運営を行った上で、再公募する必要があることから、5年以内の指定管理期間を妥当と考えました。

(7) 審議会の設置

文化創造拠点の管理等に関する事項を一体的に審議することを目的に、附属機関として大和市文化創造拠点運営審議会を設置します。

同審議会の主な役割は、文化創造拠点の管理運営に関する事項についての調査審議や市長等への報告又は意見を述べることとします。具体的には、指定管理者の候補者の選定や、開館後の運営評価等を所掌します。

委員構成

任期	2年
人数	7人以内
選出区分	(1) 市長が行う公募に応じた市民 (2) 知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認めた者

4. 条例施行日

施行日は平成28年11月3日とします。指定管理者の候補者の選定等及び審議会に関する規定の施行日は平成26年7月1日とします。

5. 施行規則の制定等

- ・申込書や添付資料等、一部の詳細項目は、規則で規定します。
- ・大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、文化創造拠点運営審議会の報酬を規定します。